

コンテナを倉庫として設置し、継続的に使用するものは「建築物」に該当し、建築基準法の適用を受けます。

継続的に倉庫として利用し、随時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法第2条第一号に規定される「建築物」に該当するため、建築基準法に基づく確認申請が必要となり、「確認済証」がないと設置できません。

確認申請の審査では、法律に適合した基礎を設けるなど、地震その他の振動や衝撃に対して、建築物としての安全性を確保するための基準を満足しなければなりません。また、都市計画で定められた市街化調整区域はもとより、用途地域内の建築制限により第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域では、原則としてコンテナを倉庫として設置することはできません。

<参考> コンテナを利用した建築物における主な違反内容の例

1 建築基準法第20条（構造耐力）違反

- ・適切な基礎が設けられていない。
- ・コンテナと基礎とが適切に緊結されていない。
- ・複数積み重ねる場合に、コンテナ相互が適切に接合されていない。 等

2 建築基準法第48条（用途地域等）違反

- ・当該用途を建築できない用途地域内に建築している。

例) コンテナを利用した貸し倉庫を、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内に建築している。

